

## 保育所に入所できないことを事由とする育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件の周知（回答）

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する関係機関の回答—

総務省行政評価局は、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する次のような相談が多数寄せられていることを受け、行政苦情救済推進会議に諮りました。同会議から「国が少子化対策に取り組む中、育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続や要件の周知について、全国的な改善を求めることは極めて大切である」との意見を踏まえて、平成28年10月28日に厚生労働省職業安定局にあっせんし、以下のとおり、回答を得ました。

### 【育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する相談の例】

- 延長申請には、あらかじめ市町村に保育所の入所申込みを行っている必要があったが、そのことを知らなかったため、入所申込みを行っておらず、やむなく延長申請を断念した。
- 延長申請に必要な添付書類である保育所に入所できないために子の1歳の誕生日以後において保育が実施されないことを証明する書類が市町村から発行されなかったため、申請を断念した。

#### （あっせん要旨）

- ① 育児休業給付金の支給対象期間の延長に関する手続及び要件について、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること。
- ② 延長申請においては、当面保育所において保育が行われないことの証明書等が市町村から交付される必要があることについて、市町村に対し、改めて周知を図るとともに、協力を求めること。
- ③ 安定所が延長申請の要件を確認する際は、引き続き、必要に応じ、市町村に対し申請者の子について保育所における保育が行われない実態の確認を行うよう通知すること。



#### （回答要旨）

平成28年12月28日付けの文書により、各都道府県労働局に対し、次のことを指示し、取扱いに遺漏なきよう配慮を求めた。

- ① 支給対象期間の延長申請に関する手続及び要件について記載したパンフレットを作成したので、これを活用し、受給者及び事業主に対し、分かりやすく周知すること
- ② 市町村から保育が行われないことの証明書等が交付されない場合に、本人からの疎明書を提出させ、支給要件を確認することも可能としたこと。
- ③ 必要に応じて市町村に対し、保育が行われない事実の確認を行い、支給要件の適切な把握に努めること。

また、雇用均等・児童家庭局が同日付けの文書により、各都道府県に対し、管内の市町村へ上記①から③の内容について周知を行うよう依頼した。



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室 細川、尾崎

電話：03-5253-5425（直通）

FAX：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>